省　令

○国土交通省令第四十八号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三十九条第一項第一号（同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、航空法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年四月十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

航空法施行規則の一部を改正する省令

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第百十七条第一項第三号ネ㈢中「三十度」を「七十五度」に改め、同号ネ中㈤を㈥とし、㈣を㈤とし、㈢の次に次のように加える。

㈣　光度は、光源の中心を含む水平面から上方六度までの範囲では二カンデラ以上、六度を超え七十五度までの範囲では〇・二カンデラ以上であること。

第百十七条第一項第三号ナ㈡中「滑走路を離脱しようとする航空機に誘導路の中心線及び出入経路を示すために」を削る。

第百十七条第一項第三号ウ㈠中「約三メートル」を「三メートル以下」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に工事に着手され、又は設置されている誘導路中心線灯については、改正後の第百十七条第一項第三号ナ㈡の規定にかかわらず、平成三十六年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

3　この省令の施行の際現に工事に着手され、又は設置されている誘導路中心線灯の、改正後の第百十七条第一項第三号ナ㈡に掲げる基準に適合させるための灯光の色の変更については、第百二十条の規定にかかわらず、同条第一号の灯質の変更には該当しないものとみなす。

告　示

○内閣府告示第百二十七号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十五年十二月十三日内閣府告示第二百七十九号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十六年三月三十一日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十六年四月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社群馬銀行

二　住所　群馬県前橋市元総社町一九四番地

○内閣府告示第百二十八号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十五年十二月十三日内閣府告示第二百七十九号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十六年三月三十一日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十六年四月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社群馬銀行

二　住所　東京都千代田区丸の内一丁目一番二号

○金融庁告示第三十一号

一般社団法人生命保険協会より保険業法（平成七年法律第百五号）第三百八条の十八第一項の規定による届出（同法第三百八条の三第一項第二号に定める名称の変更）があったので、同法第三百八条の十八第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年四月十五日

金融庁長官　畑中龍太郎

一　変更前の名称　社団法人生命保険協会

二　変更後の名称　一般社団法人生命保険協会

三　変更の年月日　平成二十六年四月一日

○法務省告示第百七十号

沖縄県宮古島市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年五月十五日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、宮古島市役所又は那覇地方法務局宮古島支局に照会すること。

平成二十六年四月十五日

法務大臣　谷垣　禎一

沖縄県宮古島下地間切嘉手苅村八十八番地

與那覇石戸野

○法務省告示第百七十一号

沖縄県宮古島市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年五月十五日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、宮古島市役所又は那覇地方法務局宮古島支局に照会すること。

平成二十六年四月十五日

法務大臣　谷垣　禎一

沖縄県宮古島下地間切嘉手苅村六十六番地

上地　加那

○法務省告示第百七十二号

沖縄県宮古島市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年五月十五日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、宮古島市役所又は那覇地方法務局宮古島支局に照会すること。

平成二十六年四月十五日

法務大臣　谷垣　禎一

沖縄県宮古島下地間切嘉手苅村百番地

石垣　武佐

○法務省告示第百七十三号

沖縄県宮古島市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年五月十五日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、宮古島市役所又は那覇地方法務局宮古島支局に照会すること。

平成二十六年四月十五日

法務大臣　谷垣　禎一

沖縄県宮古島下地間切嘉手苅村九十九番地

與那覇　金

○法務省告示第百七十四号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十六年四月十五日

法務大臣　谷垣　禎一

住所　神奈川県鎌倉市十二所324番地7

沙恵　昭和51年5月27日生

住所　川崎市麻生区金程3丁目10番1号

施利平　昭和45年1月26日生

住所　相模原市中央区東淵野辺2丁目10番6―502号

陳静　昭和52年6月26日生

梁千雅　平成19年9月7日生

住所　相模原市南区磯部1402番地19

マオ・チャントー　昭和55年3月16日生